



9月6日(日)～12日(土)は

救急医療週間

問合 消防本部救急G ☎23-0119

救急の仕事や救急医療体制を皆さんに正しく理解してもらうため、9月9日を「救急の日」、この日を含む一週間を「救急医療週間」とし、全国的に普及啓発運動が実施されます。

救命の効果を高める「救命の連鎖」

(出典)総務省消防庁ホームページ

傷病者(倒れている人)の命を救い、社会復帰に導くために必要となる一連の行いを「救命の連鎖」といいます。

救命の連鎖のなかの一次救命処置について紹介します。



新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法についての基本的な考え

平成28年に発表された「救急蘇生法の指針2015(市民用)」について、今回の新型コロナウイルス感染症の流行の状況を踏まえ、厚生労働省から追補されましたのでお知らせします。

- ・ 胸骨圧迫のみの場合を含め心肺蘇生はエアロゾル(ウイルスなどを含む微粒子が浮遊した空気)を発生させる恐れがあるため、すべての心停止傷病者に感染の疑いがあるものとして対応します。
- ・ 成人の心停止に対しては、人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施します。
- ・ 子どもの心停止は、窒息や溺水など呼吸障害を原因とすることが多く、人工呼吸の必要性が比較的高いです。そのため、救助者が講習を受けて人工呼吸の技術を身につけており、かつ人工呼吸を行う意思がある場合には実施します。

救急蘇生法の具体的手順

新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法

心臓や呼吸が止まってしまった場合、そばに居合わせた人ができる応急手当のことを救命処置といいます。成人の場合の救命処置の手順は次のとおりです。

①まず反応(意識)を確認する

傷病者の耳元で「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩をやさしくたたき、反応があるかないかを確認します。

※反応の確認の際に傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないように注意します。

②119番通報と協力者への依頼

助けを求め、協力者が駆けつけたら、「あなたは119番へ通報してください」「あなたはAEDを持ってきてください」と具体的に依頼します。

③呼吸の確認をする

傷病者が「普段どおりの呼吸」をしているかどうか確認します。傷病者のそばに座り、10秒以内で胸や腹部の上がり下がりを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか判断します。反応はないが「普段どおりの呼吸」がある場合は、様子を見ながら応援や救急隊の到着を待ちます。

次のいずれかの場合には、「普段どおりの呼吸なし」と判断します。

- 胸や腹部の動きがない場合
- 約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合
- しゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合

※呼吸の確認の際に傷病者の顔と救助者の顔があまり近づきすぎないように注意します。

④胸骨圧迫

胸の左右真ん中にある胸骨の下半分を、重ねた両手で「強く、速く、絶え間なく」圧迫します。両肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ、真上から垂直に傷病者の胸が約5センチ沈むまでしっかり圧迫します。

圧迫の速さは1分間に100回から120回の速いテンポで連続して絶え間なく圧迫します。

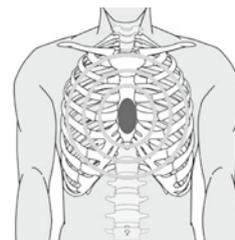
圧迫と圧迫の間(圧迫を緩めるとき)は、十分に力を抜き、胸が元の高さに戻るようにします。

※エアロゾルの飛散を防止するため、胸骨圧迫を開始する前に、ハンカチやタオルなどがあれば傷病者の鼻と口にそれを被せます。マスクや衣服でも代用可能です。

⑤心肺蘇生(胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ)

胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行います。この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ(30対2のサイクル)を、救急隊員と交代するまで絶え間なく続けます。

※成人に対しては、救助者が講習を受け人工呼吸の技術を身に付けており、人工呼吸を行う意思がある場合でも、人工呼吸はせず胸骨圧迫だけ続けるように変更します。



(出典)厚生労働省救急蘇生法の指針2015

⑥AED(自動体外式除細動器)

AEDは、けいれん状態の心臓に電気ショックを与えて心臓のけいれんを取り除くための医療機器であり一般市民の方でも使用できます。

人工呼吸や胸骨圧迫などの心肺蘇生に加えAEDを市民の皆さんが使用することで、命が助かる可能性が高くなります。



今後、動画を制作し詳しい手順をご紹介します予定です。



救急隊到着後は…

速やかに石けんと流水で手と顔を十分に洗います。傷病者の鼻と口に被せたハンカチやタオルなどは、直接触れないようにして廃棄するのが望ましいです。

※新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた市民による救急蘇生法は、新たな知見や感染症の広がり状況によって変更する場合があります。

地域の救急医療

地域の救急医療を守るために心掛けること

かかりつけ医を持ちましょう
診察時間内に受診しましょう
感謝の気持ちを伝えましょう



問合 保健センター ☎23-1551
愛知県救急医療情報センター ☎26-1133
☎ <http://www.qq.pref.aichi.jp>
津島市消防本部 ☎23-0119
海部地区急病診療所 ☎25-5210
津島地区休日急病診療所 ☎24-3611

状況に応じた救急医療体制

休日の救急医療体制を、病気やけがの症状や緊急度に応じて整備しています。

軽症患者・・・第1次救急医療

①休日在宅当番医

日曜日、祝日の外科は、津島・海部両医師会の開業医が当番制で、診療を行っています。

②海部地区急病診療所

③津島地区休日急病診療所

日曜日、祝日の内科・小児科は、海部地区急病診療所および津島地区休日急病診療所で、診療を行っています。

診察の結果、入院や手術などの治療が必要な場合は速やかに第2次救急医療機関へ転送されます。

重症患者・・・第2次救急医療

第1次救急医療で対応できない、入院や手術を必要とする救急患者を診療するものです。

重篤患者・・・第3次救急医療

特に生命に危険を及ぼすような救急患者を診療するものです。

災害時は、お薬手帳の携帯を!

「お薬手帳」は、病院や薬局でもらった薬を記録する手帳です。

東日本大震災では、医療支援に入った多くの医療スタッフが、被災地で診療を行う上で、お薬手帳が大いに役立ったと述べています。

災害時、かかりつけの病院からデータや紹介状はもらえず、患者さん自身が治療内容や使っている薬を伝えなくてはなりません。

皆さんは、自分が服用しているお薬の名前が言えますか?そのような時に普段自分の飲んでいる薬を正確に伝えることができるのが「お薬手帳」です。

「お薬手帳」は、いつも決まったところに置き、災害時などの際には、保険証と一緒に必ず持って出るようにしましょう。

問合 保健センター ☎23-1551

